

令和4年第2回山北町議会定例会の経過（6月14日）

議長 皆さんおはようございます。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

（午前9時00分）

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、議案第41号 山北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第4、議案第44号 山北町認定こども園条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町長 議案第41号 山北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年6月10日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、放課後児童健全育成事業を所管する課が、福祉課からこども教育課に変更となったことに伴い、本条例を改正する必要性が生じたため提案するものです。

続きまして、議案第42号 山北町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年6月10日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますけれども、放課後児童クラブを所管する課が、福祉課からこども教育課に変更となったことに伴い、本条例を改正する必要性が生じたため提案するものです。

続きまして、議案第43号 山北町保育園条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町保育園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年6月10日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、保育園を所管する課が、福祉課からこども教育課に変更となったことに伴い、本条例を改正する必要性が生じたため提案するものです。

続きまして、議案第44号 山北町認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町認定こども園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年6月10日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますけど、認定こども園を所管する課が、福祉課からこども教育課に変更となったことに伴い、本条例を改正する必要性が生じたため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長
こども教育課長

こども教育課長。

それでは、議案第41号から議案第44号の御説明をいたします。

初めに、改正の概要ですが、放課後児童クラブ、保育園、認定こども園の所管が福祉課からこども教育課に変更になったことから、条例中の「町」、「町長」を「教育委員会」または「教育長」へ改めるものです。

それでは、議案第41号 山北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

1枚おめくりください。

山北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

初めに、この山北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例につきましては、民間の事業者が放課後児童クラブを設置する場合の設備や運営についての基準を定める条例となっております。

改正の内容につきましては、新旧対照表で御説明いたしますので、もう一枚おめくりください。

第3条第2項中の「町」を「山北町教育委員会（以下「教育委員会」という。）」へ改め、第4条第3項中の「町長」を「山北町教育委員会教育長（以下「教育長」という。）」へ改め、それ以下、第10条第3項、裏面を御覧ください。第9号及び第10号中の「町長」を「教育長」に、第17条第2項と第20条及び第21条第1項中の「町」を「教育委員会」に改めるものです。

1枚お戻りください。

附則。この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
議案第41号は以上でございます。

続きまして、議案第42号 山北町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

1枚おめくりください。

山北町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、新旧対照表で御説明いたしますので、1枚おめくりください。

第4条中の「町長」を「山北町教育委員会」に改めるものでございます。

1枚お戻りください。

附則。この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
以上でございます。

続きまして、議案第43号 山北町保育園条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

1枚おめくりください。

山北町保育園条例の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、新旧対照表で御説明いたしますので、もう一枚おめくりください。

第3条第3号中「町長」を「山北町教育委員会教育長（以下「教育長」という。）」に改め、以下同条第4号と第8条中の「町長」を「教育長」に改め、第9条中の「町」を削ります。

1枚お戻りください。

附則。この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

以上でございます。

続きまして、議案第44号 山北町認定こども園条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

1枚おめくりください。

山北町認定こども園条例の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、新旧対照表で御説明いたしますので、1枚おめくりください。

第3条第1号中「町長」を「山北町教育委員会」に、同条第4号中「町長」を「山北町教育委員会教育長（以下「教育長」という。）」に改め、第4条第4号と第8条中の「町長」を「教育長」に改めます。

1枚お戻りください。

附則。この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

以上で、説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、議案第41号から議案第44号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

8番、清水明議員。

8 番 清 水 8番、清水でございます。

これは全て、その町が教育委員会に、それから町長が教育長にということで、今までのように法令が変わったのでいろいろ変えるという、それはもう本当に言葉を換えるだけという言い方になるかと思うんですが、この場合、その一つは、教育については教育委員会で閉じているのか、今までは町長が決定できるとかあったのが、教育長がということになりました。ということは、最終の責任が移ったのか、単なる言葉だけが変わったのかということの質問です。

議 長 こども教育課長。

こども教育課長 この条例にありますとおり、文言は変わっておりますけれども、文言が変わるということは、その責任の所在もそちらになるということでございます。

議 長 清水明議員。

8 番 清 水 ということは、教育に関しては全て最終的に教育長が全責任を負うことに

なるというふうな解釈でよろしいということですか。

議 長 教育長。
教 育 長 所管課が福祉課からこども教育課に変わったということで、向原保育園あるいはこども園等の所管が変わったということで責任は私にございます。
ただ、町長と、町長部局と教育委員会とは常に連携を持ってやるということで、これまでも総合教育会議とかそういった形でいろんな連携を取って来ますので、常にその辺のところは、協議というか、相談しながら進めていくということで、全く関わりがないということではございません。ただ、所管課が教育委員会だということで御理解いただければと思います。

議 長 ほかに、質疑のある方はどうぞ。
質疑はございませんか。
質疑が終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案番号順に採決いたします。
まず、議案第41号を採決いたします。原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第41号は原案どおり、可決されました。
次に、議案第42号について、原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第42号は原案どおり、可決されました。
次に、議案第43号について、原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第43号は原案どおり、可決されました。
次に、議案第44号について、原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第44号は原案どおり、可決されました。
続きまして、日程第5、議案第45号 山北町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
提案者の説明を求めます。

町長。

町長 議長 議案第45号 山北町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。
山北町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年6月10日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における介護保険料の減免措置を継続するに当たり、本条例を改正する必要が生じたため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議長 保険健康課長。

保険健康課長 それでは、議案第45号 山北町介護保険条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

2枚目をお開きください。

山北町介護保険条例の一部を改正する条例。

山北町介護保険条例の一部を次のように改正する。

初めに、今回の条例改正の主な概要でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合、介護保険料の減免の対象となる期間を1年間延長するものでございます。

内容につきましては、新旧対照表にて御説明させていただきます。

新旧対照表を御覧ください。

附則第8条第1項で、「令和4年3月31日」となっているものを「令和5年3月31日」に期間を改めるものでございます。

それでは、議案にお戻りください。

附則。この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第8条第1項の規定は、令和4年4月1日から適用する。

説明は以上でございます。

議長 議長 説明が終わりましたので、議案第45号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

13番 石田 13番、石田照子議員。

13番 石田 13番、石田でございます。

この減免措置の延長なんですけれども、まず確認なんですけれども、その収入の範囲をまずお伺いしたいんですが。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 収入の計算の方法なんです、国から計算方式が示されています。具体的には、その方の年間の介護保険料掛ける減収後の前年所得割る前年の合計所得金額、これを対象保険料として、その対象保険料が前年の合計所得が210万円以下の場合につきましてはその全額が、210万円以上の場合には10分の8が実際の減免額となるということでございます。このため、個々によって変わりますので、何とも言えないところなんです、一つの例を挙げますと、令和3年度1件だけ対象があったんですが、この方については、年間の保険料が4万2,960円であったところが、4万950円を減免したと、支払っていただいたのは2,010円ということになってございます。

議 長 石田照子議員。

13 番 石 田 私が聞きたかったのは、そういう難しいことではなくて、収入のその範囲として事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入が該当すると思うんですけども、給与収入は分かるんですけども、山林収入というのも入ってるところにちょっと解せないことで質問したんですけれども、そうしますと、その給与がコロナによって減少したというのはどのように判断するんですか。あるいは個人に任せちゃうんですか。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 そこは、保険健康課で受付をしますので、お話を聞いた中で判断させていただくということになるかと思いますが、基本的には、この国の基づいた計算式、これに当てはめて該当するということであれば、お受けするということになるかと思いますが。

議 長 石田照子議員。

13 番 石 田 そうしますと、コロナに関係なくても事業の不振によって減少ということも考えられますよね。そういった場合もケースに入ってしまうと考えてよろしいのでしょうか。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 それはありません。基本にお話を窓口で聞く中で、コロナによって減

収したということをちゃんと聞き出さなければ対象にはなりません。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

質疑が終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第45号を採決いたします。原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第45号は原案どおり、可決されました。

日程第6、議案第46号 令和4年度山北町一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第46号 令和4年度山北町一般会計補正予算(第2号)。

令和4年度山北町一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,850万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ55億9,577万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表、歳入歳出予算補正」による。

令和4年6月10日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の主なものは、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付事業や子育て世代臨時特別給付金事業による増額で、歳入歳出それぞれ5,850万9,000円を増額補正するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 財務課長。

財 務 課 長 それでは、議案第46号 令和4年度山北町一般会計補正予算(第2号)について、御説明申し上げます。

2ページ、3ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、16款国庫支出金から22款諸収入まで、合計で5,850万9,000円の増額でございます。

歳出につきましては、2款総務費から13款予備費まで歳入と同額の5,850万9,000円の増額で、補正後の予算額は55億9,577万3,000円とするものでございます。

続きまして、事項別明細で御説明申し上げます。

6ページ、7ページをお開きください。

初めに、歳入でございます。

16款国庫支出金、2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金は1,521万8,000円の増額でございます。

1節の社会福祉総務費補助金1,146万7,000円は、国の実施する住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の補助金で、1世帯当たり10万円の給付を111世帯見込んでございます。住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事務費補助金は事業を実施に対する事務費の補助金でございます。

5節児童福祉費補助金は、国の実施する子育て世帯臨時特別給付金事業で、事業費補助金は1人当たり5万円の給付で68人分を見込んでおります。事務費の補助金については、事業実施に対する事務費でございます。

次に、4目教育費国庫補助金は116万9,000円の増額でございます。

1節小中学校費補助金の公立学校情報機器整備事業は、GIGAスクール運営支援センター整備事業の補助金で補助率は3分の1でございます。

次に、学校保健特別対策事業は小中学校のコロナ対応の補助金でございます。こちらは補助率は2分の1でございます。

5節の教育支援体制整備事業費交付金は幼稚園のコロナ対応の補助金で、補助率は2分の1でございます。

7目総務費国庫補助金は60万円の増額でございます。県西地域活性化プロジェクトに対する補助金で、洒水の滝PR事業の補助金でございます。補助率は2分の1でございます。

8目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は3,900万5,000円の増額でございます。こちらは、令和4年度の追加交付分で、原油価格、物

価高騰対応分としての従来の臨時交付金よりも使途が限定されている交付金で、主に生活支援、事業者支援に充当をするものでございます。

17款県支出金、3項委託金、1目総務費委託金は50万5,000円の増額でございます。参議院議員選挙費委託金で、告示日が当初の予定より1日前倒しになることによる増額でございます。

3項委託金、6目教育費委託金は41万2,000円の増額でございます。教育推進研究事業に対する補助金で、10分の10の補助金でございます。

22款諸収入、4項雑入、1目雑入は160万円の増額でございます。説明欄の跨高速道路橋助成事業で、ネクスコ中日本より新都夫良野橋改修に伴う助成金でございます。

続きまして、8ページ、9ページをお開きください。

歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、7目企画費は88万円の増額でございます。コロナの臨時交付金を活用し、事業者支援として富士急湘南バス、松田合同タクシー、中川ハイヤーに車両台保有台数等に応じて交通事業者支援金を交付するものでございます。

次に、4項選挙費、3目山北町議会議員選挙費は482万7,000円の増額でございます。公職選挙法の規定により7月10日執行予定の山北町長選挙の実施に併せ、町議会議員の補欠選挙を実施するものでございます。

5目参議院議員選挙費は50万5,000円の増額でございます。告示日が当初予定より1日前倒しになるため、報酬や職員手当、需用費、ポスター掲示板用品借上料、会計年度任用職員経費などをそれぞれ増額するものでございます。

10ページ、11ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は1,703万6,000円の増額でございます。一般経費の町社会福祉協議会助成金はコロナワクチン接種やさくらの湯の改修により、ともしびショップが営業できない日が生じたため、減収分を補填するものでございます。

次の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付事業は、通信運搬費と口座振替手数料は事務経費でございます。住民税非課税世帯等に対する臨時特別

給付金は国の実施分として1世帯10万円と、町単独でコロナの対応の臨時交付金を活用し1世帯5万円の合計で、1世帯当たり15万円を111世帯に支給するものでございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費は1,152万5,000円の増額でございます。子育て世帯臨時特別給付金事業の通信運搬費と口座振替手数料は役務費でございます。子育て世帯臨時特別給付金は国が低所得者子育て世帯に1人10万円を支給するもので、県が直接支給する94人と町が支給する68人に、町独自にコロナ対応臨時交付金を活用し、1人5万円を上乗せして支給をするものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費は63万1,000円の増額で、山北診療所が雨漏りをしているため、緊急に修繕をするものでございます。

6款商工費、1項商工費、2目商工業振興費は240万円の増額でございます。商工業振興事業の町商工会助成金はコロナ対応臨時交付金を活用して、商工会の年会費の助成と商工会の健康診断の助成を行うものでございます。

3目観光費は224万円の増額でございます。

12、13ページをお開きください。

観光振興事業の町観光協会助成金はコロナ対応臨時交付金を活用し、会員の年会費を助成するものでございます。

次の洒水の滝PR事業補助金は県西地域活性化プロジェクトの補助金を活用し、洒水の滝PR動画やパンフレット作成を観光協会が作成をするものに助成をするものでございます。

次に、7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費は153万9,000円の増額でございます。町道等維持管理事業の光熱水費は令和4年度より商店振興会から譲渡された街路灯45基の電気料で、道路照明改修工事は45基の街路灯をLED照明に交換をするものでございます。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費は255万1,000円の増額でございます。教育振興事業の神奈川県GIGAスクール運営支援センター負担金は、小中学校2校分でございます。

新型コロナウイルス感染症防止学習支援・教育環境整備事業の消耗品につ

いては、小中学校及び幼稚園のコロナ対策の物品購入などがございます。

豊かな学びの支援推進事業は今年度より幼稚園も参加し実施する教育研究事業の経費でございます。

13款予備費については1,437万5,000円を増額するものでございます。

14ページ、15ページをお開きください。

給与費明細書でございます。

選挙により職員の時間外勤務手当などが増加したことによるものでございますので、後ほどお目通しをいただければと思います。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第46号について、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

12番、富田陽子議員。

12 番 富 田 13ページの神奈川県G I G Aスクール運営支援センター負担金について伺いますが、この神奈川県のG I G Aスクール運営支援センターというのはどういったものなのか御説明をお願いします。

議 長 こども教育課長。

こども教育課長 これは県のほうで、事業といたしましては小中学校の通信速度のネットワーク関係、通信速度等の点検をするということで、県のほうで一括で発注をしていただきまして、各学校の負担金となりますその分の2分の1が県のほうで補助していただくということで、1校がこの金額分なんですけれども、2校分でその半額ということで38万7,000円のほうの予算の計上をさせていただきました。

議 長 富田陽子議員。

12 番 富 田 ということは、この通信速度を点検する事業を神奈川県がやって、その事業者にそこが払われるということだと理解しましたが、これは毎年ではこれから発生していくものなんでしょうか。

議 長 こども教育課長。

こども教育課長 今回これで調査をいたしまして、どのくらいあるか、基本的に校内のものは国の示した基準で整備をしてるんですけれども、外とのやり取りの部分がそこがボトルネックになるんじゃないかと思っておりますけれども、そ

の辺の調査を1回させていただいて、今の状況を把握して、何か足りないものがあれば、今後それを整備していくというような考えでおります。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

13番、石田照子議員。

13番 石 田 13番、石田でございます。

11ページの社会福祉総務費、児童福祉総務費なんですけれども、非課税世帯に対する交付金、子育てに対する給付金ということで、町も上乘せして手厚く給付していただくんですけれども、給付までのスケジュールというんですか、支給予定をお伺いいたします。

議 長 福祉課長。

福 祉 課 長 こちらは給付金のスケジュールになりますが、こちらにつきましては対象が独り親世帯、児童扶養手当の世帯の方と、それ以外の世帯の方ということで、県の支給と町の支給に分かれております。

児童扶養手当の支給世帯につきましては、県のほうから今月の6月23日に支給のほうの決定をするということで、町の上乗せ分につきましては、そちらの支給決定後に追って振込をさせていただきます。

町の支給しますそれ以外の世帯、二人親の世帯にですね。こちらの低所得につきましては、一括して、こちらのほうで確認書のほうを通知させていただきました。それは、要は受給を受けるか受けないかという確認書になります。こちらのほうの返送がなければ、一括して10万円という金額を振込させていただきます。こちらの予定が7月11日頃の支給のほうを予定しております。

議 長 石田照子議員。

13番 石 田 ちょっとすみ分けが分からなかったのもう一度確認いたしますけれども、今受給を受けるか受けないかお伺いしてというお話でしたけれども、それは子育て世帯のほうですか。

議 長 福祉課長。

福 祉 課 長 こちらは子育て世帯になります。先ほど申しました県の支給なんですけれども、支給決定は県、事業費の支給につきましては県なんですけれども、確認書の送付、それから県への進達につきましては町側のほうが窓口になります。

す。その他の児童手当、それからそれ以外の子育て世帯につきましても、こちらにつきましましては町のほうから支給をさせていただく形になります。

議 長 石田照子議員。

13 番 石 田 そうしますと、住民税非課税世帯には、もうある程度分かってらっしゃると思うので、そのまま自動的に支給するという形でよろしいんですか。

議 長 福祉課長。

福 祉 課 長 こちらも令和4年度新たに非課税世帯となられた世帯につきまして、プッシュ型という形でこちらも確認書のほう送付させていただきます。こちら受給されるかどうかということで、受給されないという申出があれば、そちら支給のほうさせていただかない形なんですけども、何も返答がなければこちらのほうからプッシュ型ということで振込のほうさせていただく形になっております。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

7 番、瀬戸伸二議員。

7 番 瀬 戸 7 番、瀬戸です。

13ページの洒水の滝のPR事業ということで、主に観光協会が担当するということでしたが、和田議員の一般質問にもありましたが、動画を他市町村のイベントで流すような御発言がありましたが、それ以外に動画とポスターの使い道、分かっている範囲で教えてください。

議 長 商工観光課長。

商 工 観 光 課 長 動画・ポスターの使い道ということですが、基本的には観光協会のモニター、以前整備させてもらったものがございます。こちらの中で、動画のほうは活用させていただければと思っております。また、パンフレットについても同様の形ですし、イベントなどにはその都度、山北町の代表する観光資源でございまして、そこでも周知というように使わせていただきたいと思います。

議 長 瀬戸伸二議員。

7 番 瀬 戸 遊歩道が完成してテレビ等で放映されると、やはり結構のお客様が見えるという形なので、この動画とポスターについては、有効活用をぜひ観光協会のほうに申し入れていただきたいと思います。

- 議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。
- 1 番 瀬 戸 1 番、瀬戸恵津子議員。
- 瀬戸でございます。
- 今の洒水の滝のその下です。土木総務費の道路照明改修工事についてのスケジュール感というものを教えて、いつ頃から工事に入って、どのくらいで完成する予定なのかということをお伺いします。
- 議 長 都市整備課長。
- 都市整備課長 できるだけ早い時期にやりたいと思ってます。
- 議 長 瀬戸恵津子議員。
- 1 番 瀬 戸 それでは、この予算が通り次第できるだけ早い時期から手を着けてくださるといふ準備がもう整っているということで理解してよろしいでしょうか。
- 議 長 都市整備課長。
- 都市整備課長 そのように御理解していただければと思います。
- 議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。
- 11 番 堀 口 11番、堀口です。
- 9ページの山北町議会議員選挙費の件ですけれども、補欠選挙のほうですが、選挙が行われた場合と行われない場合、2通り考えられると思うんですけども、行われなかった場合、いくらぐらいかかるんでしょうか。
- 議 長 企画総務課長。
- 企 画 総 務 課 長 町議の補欠選挙が行われなかった場合、この補正予算一部必要がないんじゃないかという御質問だと思うんですが、実際この中でポスター掲示板とか不在者投票用紙、そういうものはもう事前に準備しとかなければいけないものなので、実際、ざっと計算した中だと約169万円分は、これは選挙が行われなくても事前に準備しておく物品等になります。
- 議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。
- 1 番 瀬 戸 1 番、瀬戸恵津子議員。
- 9ページの一番上の企画費の山北町公共交通事業者継続支援金なんですけれども、たしか令和3年の11月にも補正でこういう対応してると思うんですが、ちょっとよく聞き取れませんでしたので、今回の対応とこの前の対応と、

その前にもたしか消毒とかいろいろしていると思うんですが、今回の、その時々によって、いろいろな形態を変えて支援しているという解釈で、今回の対策について伺います。

議 長 企画総務課長。

企画総務課長 過去にバスの関係、富士急行への助成は令和2年の9月の補正予算で認めていただきました。中川ハイヤー、松田合同、こちらのタクシー会社につきましては、令和3年3月の補正予算で認めていただきました。今回は、国のほうから、また新たな交付金を使って事業者支援のほうしていただきたいというような国から依頼がありまして、事業者に対する支援金の給付ということで、考え方としては事業者に対する一律の支援、あと運行系統数や車両保有台数等に応じた支援ということで事業のほう組み立てました。金額につきましては、前回とほぼ同額となっております。

議 長 瀬戸恵津子議員。

1 番 瀬 戸 車両についての補助とか御説明いただきましたけれども、今、松田合同の山北、車がすごくどういう状況になっているか把握してらっしゃるでしょうか。なかなか車が足りないと、要するに、というようなこともありますので、そういうようなところも少し緩和できるようなことも申し伝えていただけるのかなということを期待して、質問してるわけです。

議 長 企画総務課長。

企画総務課長 この予算で組んである松田合同分なんですが、8台になります。というのは、駅のほうに常に3台。山北駅、東山北駅のほうにいずれかで3台いられると、残りの5台については整備工場ですかね、尺里のところにあるんですが、あそこに大きいタクシーとか、そういう緊急な場合すぐに使えるように5台常にあるということで、合計8台分を計上しております。

議 長 瀬戸恵津子議員。

1 番 瀬 戸 分かりました。

議 長 ほかに。

瀬戸恵津子議員。

1 番 瀬 戸 すみません。それでは、なかなかタクシーが小中学校のスクールなんかには、昼間はこう動いてらっしゃると思うんですけど、夜とか朝方とか、何か

なかなかつかまりにくいというような町民の声もありますが、台数はあるということでもよろしいということですね。

議 長 企画総務課長。

企画総務課長 一応、台数はあるということなんですが、今回助成するに当たって事業者から申請書等を出していただきますので、そのとき、今議員さんが言われた声、町民の声、利用者の声ということで事業者のほうには伝えたいと思います。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

13番、石田照子議員。

13番石田 13番、石田でございます。

7ページの歳入のところなんですけれども、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についてなんですけど、御説明の中では使途が決められていて、原油高の高騰や物価高騰に対応するというような御説明を受けましたけれども、この使途、どのような使い道をされるのか、あるいは個人なのか団体なのか、その使い道についてお伺いいたします。

議 長 財務課長。

財務課長 今回の地方創生臨時交付金の使途なんですけども、これ具体的には事業者にしる、個人の方にしる、この交付金を財源として、当該生活者等が本来負担すべき費用等を減免する事業に使途を使ってくださいというのが国のほうの通知で書かれていますので、今回それ以外の物品購入だとかそういうことには今充てる予定ございませんので、個人の方の何ていうんですか、支払いを直接的に抑えるような形の事業ということに充てております。

議 長 石田照子議員。

13番石田 今回の歳出の中にはその使い道が入っています。入ってないですね。

議 長 財務課長。

財務課長 先ほどちょっと御説明させてもらったんですけども、大きなものとしては、住民税非課税世帯に対する町の上乗せ分、子育て世帯の特別臨時交付金の上乗せ分、あと今、先ほど質問があった交通対策の助成であるとか、そういうものに充当させていただいております。

議 長 石田照子議員。

13 番 石 田 じゃあ、使途が決められてるとはいつでも、減免措置の中に使われているという解釈でいいわけですね。

議 長 財務課長。

財 務 課 長 減免措置という形ではなくて、事業者の支援、あと個人の支援という形で助成をする形に充当してございます。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。質疑はございませんか。

質疑が終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第46号を採決いたします。原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第46号は原案どおり、可決されました。

日程第7、報告第4号 令和3年度山北町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 報告第4号 令和3年度山北町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

令和3年度山北町一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和4年6月10日提出。山北町長、湯川裕司。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 財務課長。

財 務 課 長 それでは、報告第4号 令和3年度山北町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

1枚おめくりいただきたいと思います。

本報告案件につきましては、令和4年3月定例会の令和3年度山北町一般会計補正予算(第12号)の繰越明許費で全て議決をいただいているものですが、地方自治法の規定により本定例会で御報告をするものでござい

す。

初めに、3款民生費、1項社会福祉費、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業1,150万円は申請期限が令和4年度までまたがって認められるため繰越をしたものでございます。

次の、5款農林水産業費、1項農業費、農道、用水維持管理事業891万円については、比奈窪橋の補修設計がネクスコとの協議に時間を要しているために繰越をしたものでございます。

説明は以上でございます。

議 長 報告ではございますが、報告第4号について質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、報告第4号については終わりにします。

続いて、日程第8、報告第5号 令和3年度山北町土地開発公社事業報告及び決算報告についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 報告第5号 令和3年度山北町土地開発公社事業報告及び決算報告について。

令和3年度山北町土地開発公社の事業報告及び決算報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり提出する。

令和4年6月10日提出。山北町長、湯川裕司。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 企画総務課長。

企画総務課長 それでは、報告第5号 令和3年度山北町土地開発公社事業報告及び決算報告について御説明させていただきます。

なお、これから御説明する事業報告及び決算報告については、5月25日に開催いたしました、町土地開発公社理事会において承認されているものでございます。

1ページを御覧いただきたいと存じます。

令和3年度山北町土地開発公社事業報告について御説明いたします。

初めに、1の事業概要でございますが、1点目として平山地区工業用地内において売買予定地となっていた宅地分譲地を売却いたしました。2点目と

して、つぶらの事業用地や中川湯の上事業用地をはじめとする開発中土地について、利活用の調査研究及び用地の管理に努めました。3点目として、公有地取得事業により取得した東山駅北側事業用地に係る短期借入金を完済し、公社の経営健全化を図りました。4点目として、公社の資産活用事業として、国債による運用を図りました。

次に、2の庶務事項でございますが、(1)の理事会議決事項につきましては、議案第1号の令和2年度事業報告及び決算認定から議案第4号の令和4年度事業計画及び予算まで四つの議案について理事会で議決されました。

(2)の登記事項につきましては、土地開発公社の理事の変更登記でございますが、令和3年4月15日に登記を完了しております。3の役員に関する事項につきましては、理事が1名就任、1名辞任、監事2名が辞任となっております。役員は計11名という状況でございます。

次に、2ページを御覧いただきたいと存じます。

令和3年度山北町土地開発公社貸借対照表について御説明いたします。

初めに、資産の部でございますが、Ⅰの流動資産といたしましては、現金及び預金から未収収益まで流動資産の合計は3億6,135万8,635円でございます。次に、Ⅱの固定資産でございますが、投資その他の資産として投資有価証券から長期事業未収金まで、投資その他の資産合計及び固定資産合計は2億8,660万7,277円で、資産合計といたしましては6億4,796万5,912円でございます。

次に、負債の部でございますが、Ⅰの流動負債につきましては、短期借入金と前受収益で流動負債合計は1億6,590万9,510円でございます。次に、Ⅱの固定負債といたしましては、預り保証金120万円でございます。負債合計は1億6,710万9,510円でございます。

次に、資本の部でございますが、Ⅰの資本金については、基本財産が100万円、次にⅡの準備金については、前期繰越準備金は5億3,066万9,154円で、当期純損失は5,081万2,752円でございます。そして、準備金合計といたしましては4億7,985万6,402円となりまして、資本合計として、先ほどの資本金100万円を加えまして4億8,085万6,402円となり、負債資本合計といたしましては6億4,796万5,912円でございます。

次に、3ページを御覧いただきたいと思います。

令和3年度山北町土地開発公社損益計算書について御説明いたします。

初めに、Ⅰの事業収益といたしましては、土地造成事業収益から補助金等収益まで事業収益の合計は2,771万8,475円でございます。

次に、Ⅱの事業原価については、土地造成事業原価が289万3,953円で、事業総利益は2,482万4,522円でございます。

次に、Ⅲの販売費及び一般管理費については310万3,907円で、事業利益といたしましては2,172万615円でございます。

次に、Ⅳの事業外収益については、受取利息と有価証券利息で、事業外収益の合計は103万4,245円でございます。

次に、Ⅴの事業外費用については、支払利息が51万3,010円でございます。また、経常利益といたしましては2,224万1,850円でございます。

次に、Ⅵの特別損失については、町への寄附金が7,305万4,602円ございまして、令和3年度経常的な事業活動の収支は5,081万2,752円の当期純損失となります。

次に、4ページをお願いいたします。

令和3年度山北町土地開発公社キャッシュ・フロー計算書でございます。

このキャッシュ・フロー計算書はこれまで説明いたしました貸借対照表、損益計算書のうち、1年間の現金の収支の流れについて示したものでございますので、後ほどお目通しください。

また、5ページ以降につきましては、これまで御説明した内容に係る土地開発公社経理基準要綱に基づく附属明細表でございますので、こちらについても後ほどお目通しをお願いいたします。

説明につきましては、以上でございます。

議長 報告ではございますが、報告第5号について質疑のある方はどうぞ。

12番、富田陽子議員。

12番 富田 3月の定例会でもちょっと御質問させていただいたんですけど、このつぶらの事業用地の現在の進捗状況をお伺いします。

議長 企画総務課長。

企画総務課長 つぶらの用地については、グランピングの話があるということ、今協議

はしているということでお伝えさせていただきました。3月の時点で嵐地区
ですよね、あそこの水道の問題がありまして、3月中に町の考え方、地域が
理解した中で、町としての考え方を事業者に示しました。4月になりまして
も、もう一度事業者のほうにちゃんと水道の負担というか整備をしてくださ
い、事業者の責任でということ投げかけてありまして、ちょっと今それで
事業者からの返事待ちということになっております。

議 長 富田陽子議員。

12 番 富 田 3月の時点では、その事業者との協議で今後のことについて住民にも説明
をするということを聞いたんですけれども、今後どんなスケジュールで事業
者と協議を行って、住民に説明するみたいな、もし予定が分かっていたらお
聞かせください。

議 長 企画総務課長。

企 画 総 務 課 長 先ほどお話ししたとおり、事業者のほうには4月の初めに、最新の町の
考えとして、町はここまでできるよ、ただ地元からこういう要望があるんで
事業者しっかりやってくださいという話になって、その返事待ちでございます。
ただ、これももう何年も前から話になってますので、ちょっといつまで
もその事業者とこの内容で何ができる何ができないというのをちょっと引き
ずると、新たな事業者との協議が滞りますので、今のところ、ほかの事業者
から入ってないんですが、もういつまでもちょっと長く協議をしていくこと
は考えてません。

ただ今後、じゃあ住民の方にいつ説明するのかと言われると、先ほど言っ
たとおり事業者からの今まずは返事待ちなので、ちょっとスケジュール感に
ついては、今ちょっと明確には申し上げられません。ただ、この先長く、今
の事業者と協議することはちょっと考えておりません。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

11番、堀口恵一議員。

11 番 堀 口 11番、堀口です。

3ページの損益計算書の下のほうの特別損失、寄附金のところですけど、
町へ寄附金として戻すという形なんですけれども、この辺の私あまり寄附金
のこうやって動かすというのは、よく分からないものですから、その辺の分

かりやすい説明をお願いいたします。

議 長 企画総務課長。

企画総務課長 会社の決算、令和3年ですね。ここにあるように損益計算書の当期純損失が約5,000万円の損失となっております。これは、令和3年度に満期を迎えた1億円の国債を現金化し、平山工業団地の借入金を返済した残金7,300万円を設立団体である町に利益還元として寄附をいたしました。

現在の会社の経営状況についてでございますが、丸山住宅用地を完売し、目立った自主事業は行っていないものの、東電の線下補償、または平山ファミリーマートの賃料などにより、損益計算書の経常利益は約2,200万円となっており、毎年度、今後も2,000万円を超える経常利益を見込めることができます。こうしたことから、令和3年度の決算5,000万円を超える損失となっておりますが、これは会社の経営状況が悪化しているわけではないというふうに考えてます。なお、町では会社からの寄附金を長期事業未収金の財源に充て、会社に返済していただいたことから、会社としても会計上の未収金が減少するなど寄附した効果、今回特別純損失5,000万円計上しておりますが、寄附した効果もしっかり出ているというふうに考えております。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

質疑が終わりましたので、報告第5号についてはこれで終わりにします。

日程第9、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

この件につきましては、議会閉会中の調査活動として、別紙のとおり、議員を派遣することにしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、別紙のとおり、議員を派遣することにいたします。

なお、閉会中変更があった場合には、議長にお任せ願いたいと思っております。

日程第10、閉会中の継続調査申出書についてを議題といたします。

議会運営委員長、総務環境常任副委員長、福祉教育常任委員長から、会議規則第75条の規定によりお手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りします。

申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議

長 御異議がないので、申出書のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。

以上をもって、全日程を終了しましたので、令和4年第2回山北町議会定例会を閉会といたします。

それでは、10時20分より全員協議会を開催しますので、401会議室にお集まりください。 (午前10時04分)